

議案第106号

清水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定  
について議会の議決を求める。

令和2年12月18日提出

清水町長 阿部 一 男

## 清水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

清水町後期高齢者医療に関する条例（平成20年清水町条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第3条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。